

平成14年 4月 1日 海上保安庁告示第 102号

平成21年 3月31日 海上保安庁告示第 110号 一部改正

令和 6年 3月21日 海上保安庁告示第 17号 一部改正

○平成14年海上保安庁告示第百二号

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第2号の規定に基づき、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示を次のように定める。

平成14年4月1日

海上保安庁長官 縄野 克彦

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第2号の水路測量における測定又は調査の方法は、別表第1に定める水域の区分に応じて、別表第2に定めるとおりとする。ただし、海上保安庁長官が、水路測量の目的を勘案して相当でないと認めるときは、この規定の適用を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この告示は、水路業務法施行令の施行の日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則（平成21年3月31日 海上保安庁告示第110号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の規定により計画を行っている水路測量については、平成二十一年九月三十日までの間、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月21日 海上保安庁告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 多素子音響測深機を使用した水路測量については、令和八年三月三十一日までの間、なお従前の例による。この場合において、別表第一に掲げる水域の区分の規定は、改正後の別表第一によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の際、改正前の規定により計画を行っている水路測量については、令和六年九月三十日までの間、なお従前の例による。

別表第一

水域の区分	水 域
特 級	水深が百メートル以浅で、次の各号のいずれかに該当する水域のうち、海上保安庁長官が海上の安全を確保するため特に必要と認めて指定する水域 一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第十一条に規定する航路及びその付近 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号ハに規定する水域施設及びその付近 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号に規定する水域施設及びその付近、又は同法第二条第八項に規定する開発保全航路及びその付近 四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及びその付近 五 しゅんせつ、障害物の撤去その他の水底に変化を及ぼす行為を行った水域及びその付近
一 a 級	水深が百メートル以浅で、前項水域の欄各号のいずれかに該当する水域（特級の水域を除く。）
一 b 級	水深が二百メートル以浅の水域（特級又は一 a 級に該当するものを除く。）
二 級	水深が二百メートルを超える水域

別表第二

1 特級の水域

事項	測定又は調査の方法	
	項目	基準
灯台その他の物標の標高	測定箇所	灯台及び灯標は灯心を測定する。その他の物標は頂部を測定する（避雷針を除く。）。
	水平位置の測定の不確かさの限度	(1) 人工の物標 2 m (2) 自然の物標 10m
	高さの測定の不確かさの限度	0.5m
可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ	測定箇所	可航水域の上空にある橋梁その他の障害物（以下この別表において「橋梁等」という。）の下部を、その高さが最高及び最低となる位置において測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	2 m
	高さの測定の不確かさの限度	0.5m
干出する岩その他の物及び干出堆 <small>たい</small> の高さ	測定箇所	干出する岩その他の物及び干出堆（以下この別表において「干出物等」という。）のうち独立したものにあっては、その頂部を測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	2 m
	高さの測定の不確かさの限度	0.25m
水深	水平位置の測定の不確かさの限度	2 m
	深さの測定の不確かさの限度	次の計算式により計算した値（mを単位とする。）とする。 $\sqrt{a^2 + (bd)^2}$ d は、水深（mを単位とする。）とする。 a 及び b は、次の値とする。 a = 0.25m b = 0.0075

	機器の分解能	<p>水底の障害物及び独立した浅所（以下この別表において「水底障害物等」という。）を検出するため、音響測深機の各ビームの海底に当たる領域（以下この別表において「ビームフットプリント」という。）の前後又は左右方向の幅のうち大きい方、及び水深の測定で使用する音波の中心周波数（以下この別表において「使用周波数」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水深</th> <th>ビームフットプリントの幅</th> <th>使用周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m以下</td> <td>1 m以下</td> <td rowspan="3">200kHz以上</td> </tr> <tr> <td>20m超 40m以下</td> <td>2 m以下</td> </tr> <tr> <td>40m超</td> <td>水深の10%以下</td> </tr> </tbody> </table>	水深	ビームフットプリントの幅	使用周波数	20m以下	1 m以下	200kHz以上	20m超 40m以下	2 m以下	40m超	水深の10%以下
水深	ビームフットプリントの幅	使用周波数										
20m以下	1 m以下	200kHz以上										
20m超 40m以下	2 m以下											
40m超	水深の10%以下											
	測深点密度	<p>調査水域を次の表に掲げるとおり格子状に区切ったとき、その格子の外接円に含まれる測深点数は、調査水域の95%以上において5点以上あるものとする。ただし、水底障害物等を含む格子においては、原則として、測深点数が5点以上あるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水深</th> <th>格子一辺の最大の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m以下</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>20m超 40m以下</td> <td>1 m</td> </tr> <tr> <td>40m超</td> <td>水深の5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	水深	格子一辺の最大の大きさ	20m以下	0.5m	20m超 40m以下	1 m	40m超	水深の5%以下		
水深	格子一辺の最大の大きさ											
20m以下	0.5m											
20m超 40m以下	1 m											
40m超	水深の5%以下											
	測深範囲	調査水域の100%で水深を測定する。										
海岸線 （河岸線及び湖岸線を含む。）	測定箇所	高潮痕又は最高水面と陸地との境界付近を測定する。										
	水平位置の測定の不確かさの限度	<p>(1) 防波堤、岸壁その他の船舶が接近する施設の海岸線 2 m</p> <p>(2) その他の海岸線 10m</p>										
低潮線	測定箇所	水深の0 m付近を測定する。										
浮標の位置	測定箇所	浮体又は沈錘の位置を測定する。										
	水平位置の測定の不確かさの限度	10m										

底質	粒径の基準	底質のうち泥、砂等の粒径の分類は、附表のとおりとする。
	調査の間隔の上限	250m又は水深の30倍のうち大きい値を標準とし、びょう泊地については海底の状態を勘案して適切に間隔を減ずる。

(備考) 上表において、mはメートルの、%はパーセントの、kHzはキロヘルツの略字とする。以下この別表において同じ。

2 一a級の水域

事項	測定又は調査の方法	
	項目	基準
灯台その他の物標の標高	測定箇所	灯台及び灯標は灯心を測定する。その他の物標は頂部を測定する（避雷針を除く。）。
	水平位置の測定の不確かさの限度	(1) 人工の物標 2 m (2) 自然の物標 10m
	高さの測定の不確かさの限度	1 m
可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ	測定箇所	橋梁等の下部を、その高さが最高及び最低となる位置において測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	5 m
	高さの測定の不確かさの限度	1 m
干出する岩その他の物及び干出堆 <small>たい</small> の高さ	測定箇所	独立した干出物等は、その頂部を測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	5 m
	高さの測定の不確かさの限度	0.5m
水深	水平位置の測定の不確かさの限度	5 m + 水深の 5 %
	深さの測定の不確かさの限度	次の計算式により計算した値（mを単位とする。）とする。 $\sqrt{a^2 + (bd)^2}$ d は、水深（mを単位とする。）とする。 a 及び b は、次の値とする。 a = 0.5m b = 0.013

	機器の分解能	水底障害物等を検出するため、音響測深機のビームフットプリントの前後又は左右方向の幅のうち大きい方、及び使用周波数は、次の表に掲げるとおりとする。								
		<table border="1"> <tr> <td>水深</td> <td>ビームフットプリントの幅</td> <td>使用周波数</td> </tr> <tr> <td>40m以下</td> <td>2 m以下</td> <td rowspan="2">200kHz以上</td> </tr> <tr> <td>40m超</td> <td>水深の10%以下</td> </tr> </table>	水深	ビームフットプリントの幅	使用周波数	40m以下	2 m以下	200kHz以上	40m超	水深の10%以下
	水深	ビームフットプリントの幅	使用周波数							
	40m以下	2 m以下	200kHz以上							
40m超	水深の10%以下									
測深点密度	調査水域を次の表に掲げるとおり格子状に区切ったとき、その格子の外接円に含まれる測深点数は、調査水域の95%以上において5点以上あるものとする。ただし、水底障害物等を含む格子においては、原則として、測深点数が5点以上あるものとする。									
	<table border="1"> <tr> <td>水深</td> <td>格子一辺の最大の大きさ</td> </tr> <tr> <td>40m以下</td> <td>1 m</td> </tr> <tr> <td>40m超</td> <td>水深の5%以下</td> </tr> </table>	水深	格子一辺の最大の大きさ	40m以下	1 m	40m超	水深の5%以下			
水深	格子一辺の最大の大きさ									
40m以下	1 m									
40m超	水深の5%以下									
	測深範囲	調査水域の100%の水深を測定する。								
海岸線（河 岸線及び湖 岸線を含 む。）	測定箇所	高潮痕又は最高水面と陸地との境界付近を測定する。								
	水平位置の測定の 不確かさの限度	（1）防波堤、岸壁その他の船舶が接近する 施設の海岸線 2 m （2）その他の海岸線 10m								
低潮線	測定箇所	水深の0 m付近を測定する。								
浮標の位置	測定箇所	浮体又は沈錘の位置を測定する。								
	水平位置の測定の 不確かさの限度	10m								
底質	粒径の基準	底質のうち泥、砂等の粒径の分類は、附表のとおりとする。								
	調査の間隔の上限	250m又は水深の30倍のうち大きい値を標準とし、びょう泊地については海底の状態を勘案して適切に間隔を減ずる。								

3 一 b 級の水域

事項	測定又は調査の方法	
	項目	基準
灯台その他の物標の標高	測定箇所	灯台及び灯標は灯心を測定する。その他の物標は頂部を測定する（避雷針を除く。）。
	水平位置の測定の不確かさの限度	(1) 人工の物標 2 m (2) 自然の物標 10m
	高さの測定の不確かさの限度	2 m
可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ	測定箇所	橋梁等の下部を、その高さが最高及び最低となる位置において測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	10m
	高さの測定の不確かさの限度	2 m
干出する岩その他の物及び干出堆の高さ	測定箇所	独立した干出物等は、その頂部を測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	5 m
	高さの測定の不確かさの限度	0.5m
水深	水平位置の測定の不確かさの限度	5 m + 水深の 5 %
	深さの測定の不確かさの限度	次の計算式により計算した値（mを単位とする。）とする。 $\sqrt{a^2 + (bd)^2}$ d は、水深（mを単位とする。）とする。 a 及び b は、次の値とする。 a = 0.5m b = 0.013
	測深範囲	調査水域全域に対して測深範囲が均一になるよう測深線を設定し、調査水域の 5 % 以上で水深を測定する。なお、測深点間の最大水平距離は水深の 3 倍又は 25m の大きい方とする。 ただし、調査水域に顕著な水底障害物等が存在し又は存在が推定される場合は、その最浅

		部の水深の測定に努めなければならない。
海岸線（河 岸線及び湖 岸線を含 む。）	測定箇所	高潮痕又は最高水面と陸地との境界付近を測定する。
	水平位置の測定の 不確かさの限度	(1) 防波堤、岸壁その他の船舶が接近する 施設の海岸線 2 m (2) その他の海岸線 10m
低潮線	測定箇所	水深の0 m付近を測定する。
浮標の位置	測定箇所	浮体又は沈錘の位置を測定する。
	水平位置の測定の 不確かさの限度	10m
底質	粒径の基準	底質のうち泥、砂等の粒径の分類は、附表のとおりとする。
	調査の間隔の上限	250m又は水深の30倍のうち大きい値を標準とし、びょう泊地については海底の状態を勘案して適切に間隔を減ずる。

4 二級の水域

事項	測定又は調査の方法	
	項目	基準
可航水域の 上空にある 橋梁その他 の障害物の 高さ	測定箇所	橋梁等の下部を、その高さが最高及び最低となる位置において測定する。
	水平位置の測定の 不確かさの限度	10m
	高さの測定の不確かさの限度	3 m
水深	水平位置の測定の 不確かさの限度	20m＋水深の10%
	深さの測定の不確かさの限度	次の計算式により計算した値（mを単位とする。）とする。 $\sqrt{a^2 + (bd)^2}$ d は、水深（mを単位とする。）とする。 a 及び b は、次の値とする。 a = 1 m b = 0.023

	測深範囲	調査水域全域に対して測深範囲が均一になるよう測深線を設定し、調査水域の5%以上で水深を測定する。なお、測深点間の最大水平距離は水深の3倍とする。 ただし、調査水域に顕著な水底障害物等が存在し又は存在が推定される場合は、その最浅部の水深の測定に努めなければならない。
浮標の位置	測定箇所	浮体又は沈錘の位置を測定する。
	水平位置の測定の不確かさの限度	20m

附表 粒径の基準

底質名		粒径
大分類	小分類	
泥	粘土	< 0.002mm
	シルト	0.002mm ~ 0.0625mm
砂	微粒砂	0.0625mm ~ 0.125mm
	細粒砂	0.125mm ~ 0.25mm
	中粒砂	0.25mm ~ 0.50mm
	粗粒砂	0.50mm ~ 1.0mm
	極粗粒砂	1.0mm ~ 2.0mm
礫	小礫	2.0mm ~ 4.0mm
	中礫	4.0mm ~ 64.0mm
	大礫	64.0mm ~ 256.0mm
岩	岩	> 256.0mm

(備考) 上表において、mmはミリメートルの略字とする。